

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（川内原子力発電所第1号機 設計及び工事計画（廃棄物搬出設備の設置））【7】」

2. 日時：令和3年6月30日（水） 14時00分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、櫻井安全審査官

宮本安全審査専門職

九州電力株式会社：

原子力発電本部 放射線安全グループ長 他9名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・川内1号機 設計及び工事の計画の認可申請（廃棄物搬出設備設置工事）に係る確認事項リスト

・（コメントNO.35別紙）川内1号機廃棄物搬出設備 試料採取装置の設計及び工事計画における扱いについて

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	規制庁サクライです。これから川内原子力発電所 1 号機の廃棄物搬出設備の設工認のヒアリングを始めます。
0:00:11	九州電力準備よければ説明をお願いします。
0:00:17	はい。九州電力原子力発電本部榎並です。本日はよろしく願いいたします。本日まで説明させていただきます資料といたしましては二つ準備をさせていただいております。
0:00:30	一つ目のほうが、資料ナンバー1 といたしまして、川内 1 号機、設計及び工事の計画の認可申請、廃棄物搬出設備設置工事に係る確認事項リストでございます。
0:00:45	資料ナンバー2 といたしまして、コメントNo.35 番の別紙でございますけれども、川内 1 号機廃棄物搬出設備試料採取装置の設計及び工事の計画に
0:00:58	N扱いについての資料を御説明させていただきます。
0:01:02	資料ナンバー1 のほうですが、こちらにつきましては確認事項リストということで、資料中の
0:01:11	No.35 番、資料再装置について公認申請における位置付けを再度説明をということでさせていただいております、この説明につきまして、資料ナンバー2 のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。
0:01:27	それでは資料ナンバー2 の別紙の資料の御説明を始めさせていただきますのでよろしく願いいたします。
0:01:37	九州電力の江畑です。それでは補足説明資料という設計及び工事計画認可申請における廃棄物反し設備試料採取装置の位置付けについて御説明させていただきます。
0:01:51	(2)の 1 ページ目をお願いします。
0:01:56	もう
0:01:58	設計及び工事計画における扱いについてということで、廃棄物監視設備に設置する試料採取装置は技術基準規則第 34 条の要求に該当する設備であり、新政権ショートし、
0:02:14	同目標及び基本設計方針に記載する設備。
0:02:21	続きまして 2 ポツ、
0:02:22	を扱いについてですが、(1)の一つ目のマル。
0:02:28	技術基準知徳第 34 条。
0:02:31	資料採取装置が該当するため、対象として整理します。なお、既設建屋の空調排気系統に設置している試料採取装置との扱いの、
0:02:44	増員については別紙 1 に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:46	ページありますFS1の5ページ目をまず(2)の
0:02:52	4ページ目をお願いします。
0:02:57	五つの概要としまして、今回、廃棄物反し建屋に設置します資料採取装置と既設建屋設置されている試料採取装置との設計及び工事計画における取り扱いの相違について整理してございます。
0:03:14	続きまして2ポツですが、
0:03:18	6建屋の空調排気系統に設置している常設モニタリング設備の設工認における扱いについて説明してございます。
0:03:27	表の部分を火災、
0:03:33	建家名で今回設置するものが廃棄物ANSI建屋、
0:03:38	既設の原子炉格納容器等を記載してございまして、それに対しまして、
0:03:45	試料採取装置、
0:03:47	ガスモニターに対する設置状況及び設工認における扱い。
0:03:53	を記載しております。
0:03:56	廃棄物搬出建屋につきましては試料採取装置を設置してございまして、
0:04:02	経営要目表に記載することと、
0:04:04	しており、ガスモニターは設置としております。その他の既設建屋につきましては、
0:04:12	地方債がどちらも設置してございますが、
0:04:17	貸切募り要目表に記載している状況となっております。
0:04:23	続きまして3ポツの試料採取装置の設工認における扱いの相違。
0:04:28	続きまして(1)が今回設置する廃棄物算出建屋の試料採取装置ですが、
0:04:36	こちらには試料採取装置を設置する方針としております。
0:04:40	一通り技術基準第34条第1項第9号の寄与するように、環境に放出する最終段で継続するプロセスモニタリング設備として、
0:04:55	設工認の要目表に記載すると整理してございます。続きまして(2)
0:05:02	／伝え建屋に設置する試料採取装置を防い鉄が
0:05:08	こちらは試料採取装置とガスモニターを設置してございます。
0:05:12	これらのうち、技術基準規則第34条の要求を満足するために環境に放出する最終段で計測する。
0:05:21	常設モニタリング設備としては、あとモニターが該当し、設工認の要目表に記載している。
0:05:31	資料採取地は、
0:05:34	気体退職を整備してございます。
0:05:39	こちらが相違となっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:42	(2)の1ページ目を
0:05:44	お願いします。
0:05:49	2ぽつ(1)の二つ目の丸でございます。
0:05:53	資料最後。
0:05:56	フィルタ等により開口から連続的に資料を募集する設備であり、環境に放出する最終段の放射性物質濃度をサンプリングにより、
0:06:06	閉塞するために設置することから、
0:06:09	別表第2に記載されている。
0:06:11	排気中の放射性物質濃度を継続する措置に該当するための目標に、
0:06:17	記載すると整理してございます。また、サンプリングによる測定には運用として、
0:06:23	抽出した資料を一定期間ごとに分析担当者が
0:06:28	本装置から取り出し必要に応じて処理を行った上で、
0:06:33	施設の分析器を用いて核種や濃度の分析を行い、
0:06:37	測定結果を記録保存及び管理することも含まれることから、
0:06:42	走時による試料の採取から
0:06:45	そして結果の管理までの方針については、設計方針に記載するを整理してございます。
0:06:54	切らしてやっぱ国の技術基準規則第47条警報装置に関する記載でございますが、こちらに関しましては、前回のヒアリングから方針の変更等ありませんので、説明を割愛させていただきます。
0:07:16	資料の御説明は以上となります。
0:07:21	はい。
0:07:25	はい。
0:07:28	御説明ありがとうございました。とこの試料採取装置に関する説明でも良い以上ということで、とりあえずは以上ということでもいいですかね、じゃあ、
0:07:37	幾つかちょっと
0:07:39	質問したいんですけど。
0:07:41	別紙1、今回資料再装置を要目表等基本設計方針のほうに記載するですていただいているんですけども、どうしなみにこの別紙1の原子炉格納容器とかの既設の建屋としての補助建屋度とか処理建屋のところに、
0:08:02	具体的なところだとどこら辺に置いているんですか。
0:08:09	もう最終段のところに入れる最終段だったら排気塔だったり、あと、
0:08:15	処理建屋だったらどうなの今回と同じような
0:08:19	ところに置いてるっていうとこ、ことですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:23	優秀戦力見ればですねと既設の建屋に関しましては、配置等の
0:08:31	ブラインといいますか。はい、はい城崎がんに設置してございます。
0:08:38	今回の廃棄物 8 建屋と同じでございます。
0:08:43	この表だけを見ちゃうと、このだったら今回の話建屋、
0:08:51	もうガスモニターをつけてカスモニターを読む目標を、に該当すると。
0:08:57	してもいいんじゃないのかなという、思ったんですけど、それについてはいかがですか。
0:09:04	なぜガスモニタをつけず、
0:09:10	もともと要目表に今回広さ承知入れるってわしてなかったですけど。
0:09:17	別途、
0:09:21	これこの前のヒアリングで冷やす比較し、その他のところで比較してみようというところからきてると思うんですけど。
0:09:29	この表を見てしまうとこのようにが進む板つけちゃったって。
0:09:35	融資質問になるんですが、
0:09:39	はい。
0:09:42	停止電力面でバターです伝送大きく今回設置する廃棄物に関して立岩屋は映像
0:09:49	原子炉建屋から独立しております、
0:09:53	希ガスの発生。
0:09:55	ない。
0:09:56	どう考えておりますので、かつモニターは設置しないと整理しております。
0:10:05	それぞれの既設の希ガスが出るよっていう設定だっころう映画するモニターを置いてますと、ただ今回気がすか何か粒子状なのかわかんないですけど。
0:10:18	何かは出るっていう設定
0:10:21	ガスモニタ置きガスじゃないと、すみませんちょっと初歩的な質問かもしれないですけど駄目なんでしょうか。
0:10:28	なので過疎医大に凍るようなそういうモニター設備を、
0:10:33	つけたら使用最小値は当たらないんじゃないかなとちょっとこの資料見て思ったんですけど。
0:10:42	少々お待ちください。
0:11:53	すみませんです、先ほど御説明させていただきました通りや廃棄物算出建屋には来月が発生しないため、
0:12:06	集まりいただきました維持しております、
0:12:10	のば 1 月が発生しなければガスモニタは
0:12:14	必要ないと判断しております試料採取装置だけで、今回は設置しよう。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:20	これパス。
0:12:21	名で一番下の廃棄物処理建屋がございまして、施設のですね。
0:12:27	ありまして、
0:12:29	じゃあに対しましては希ガス自体の発生はないですが、
0:12:33	原子炉補助建屋、原子炉
0:12:36	格納容器と、建家が繋がっておりますので、かつモニターを設置している状況となります。
0:12:44	以上です。
0:12:51	気がすもしくは前回の説明だと規制庁サクライですけど、粒子状の何かを
0:12:59	要は少ない。
0:13:00	かもしれないけど出るかもしれないので、最終段として1を終了させておくことで、前、
0:13:11	報告しなくちゃいけないために定期的にドルってということもおっしゃってたので、おそらくそのために多く、
0:13:19	からは量も少ないってことと、定期的に取りっていう
0:13:26	約束のもと、こういう
0:13:29	試料採取装置を
0:13:31	送って、
0:13:32	というふうに理解もしてるんですけどこれは合ってますか。
0:13:37	九州電力江畑です。この認識の通りで、そうであればそういうそこそこら辺の御説明も、
0:13:46	2ポツのところに追加で入れておいてもらってもいいですか、これだと何かこの比較表だけだと。
0:13:54	だったらこそモニターなり、ガスじゃなくても何かのモニター設備を至らっていうふうにも、
0:14:02	思ってしまうので、さっきの廃棄物処理建屋のところは、
0:14:08	はい。
0:14:09	格納容器とか補助建屋、
0:14:12	人近接はその希ガスでないんだけど。
0:14:16	うん。本体本体とか補助建屋の2と同じ建物にあるから、つけるんですっていうような
0:14:25	二つ目も追記しといていただけますか。
0:14:29	九州電力江畑です。承知しました休憩いたします。
0:14:37	いや、私、
0:14:41	もっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:48	規制庁ツカベですけど、ちょっと細かいところを教えてくださいって補足説明資料の中の
0:14:55	両括弧 2 の 1 ページ目の一番下にあるその既設プロセスモニタリングの警報設定値
0:15:03	相当するようになっていうのは、
0:15:06	この聞くプロセスモニターの警報設定についての具体的に
0:15:11	低い値を設定してるんでしょうか。
0:15:32	少々お待ちください。
0:16:27	はい。
0:17:21	人全件九州電力の馬場です。
0:17:26	資料の両括弧 2 の 7 ページの頭の層理ねさしてるんですが、許可基準って設置費、
0:17:42	ただ許可申請書の添付書類 9 に記載している放出量 AA が年間の放出量が記載してございます。経営気圧の場合ですと 1.7×10^{-15} 時起こってございますが、
0:17:59	モニターにおける濃度を工費つうときに、この年間の放出量言いつつ、っていう
0:18:15	になる濃度を持って移って設定してございます。
0:18:21	以上でいきます。
0:18:23	はい。一つ返すそれぞれ私もデジタル値を教えてくれっていう話ではなくて、ど ういう観点で設定されているという。
0:18:32	ことでお伺いしたので、そこについてちょっと今資料上読み切れないので、
0:18:38	今ご説明なった 2-7 ページ目の
0:18:42	放出量と書いてますけど、放出管理目標値か何かですかね。はい。本規程で 定める墓地管理目標値はあります。はい。検知できる。
0:18:58	その内に決定その警報値で放出を続けると放出量に至するというあたりで ございます。はい、ちょっとそれがわかるように、
0:19:13	先ほどの警報設定値
0:19:16	規制庁、
0:19:17	施設の設備の警報設定値についても、
0:19:20	そういう説明を少し注記何年とかで入れていただければと思います。
0:19:27	はい、承知いたしました。あと、同じく 2-7 ページ目で今その RI 法の
0:19:34	下限数量
0:19:36	困った 60 の数字を入れられていると思うんですけど。
0:19:41	これは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:42	粗いもの規制
0:19:45	すら受けない。
0:19:48	トータルで設けない量ですよということを
0:19:52	THAIと思えばいいですか。
0:19:55	はい、そのときでございます。
0:19:58	そうですね。ちょっとその辺りのこの、これだけで何を意味してるのがどんだけではわからないので、
0:20:06	こういう数字であって、
0:20:08	どうだということが言いたいかというのをちょっと追記いただければと思います。
0:20:14	はい、承知いたしました。
0:20:17	はい。
0:20:18	その上でなんですけど、その下限するRI法で言うところの下限数量等、
0:20:26	その下に書いてある年間の
0:20:31	平均濃度周辺監視区域の
0:20:34	空気中の濃度
0:20:36	との関係。
0:20:38	で、どのようにお考えですか。
0:20:41	一方は通常の免除レベルの話であって、もう片方は一般公衆に対する被ばく限度だと思わんですけど。
0:20:51	どういう風に今の数字ですか。
0:20:54	直接関係ないと思ってございまして、下の(2)の規制へ線量言動に
0:21:05	等定める告示につきましては、
0:21:10	広州当行被ばく線量限度から計算されているものというふうに承知してまして、
0:21:20	それと直接火炎関連はしてないんですが参考情報として、RI法のほうをも決めさせていただいたというものでございます。
0:21:33	はい、以上ツカベつきはい国家ありましたので、
0:21:37	一般的な現状レベルの方がそのからの考え方で費
0:21:43	保守的になってるような気もするんですけどそのあたりってどうなんか。
0:21:48	定量的というか定性的に
0:21:51	お考えはありますか。
0:21:54	九州電力の磯田です。すいません。そちらの方はよくわかってございませ
	ん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:03	そのRI降雨の方についてはですね、すみませんこの辺りの引き合いに出したというだけでございまして、ちょっと考え方でわかっております。
0:22:17	規制庁ツカベです。はい。そこをまだ、資料に書いて欲しいというつもりはないので、ちょっとそこの両方の考え方を示しになったので、
0:22:27	という考え方は、のは、事業者さんの中で、
0:22:31	持たれておいたほうがいいかなと思います。
0:23:12	キャッシュカード広がる数、すみませんツカベさんの負担が来のほうはですね、ちょっとRI法で法令体系の方もちょっと違うことから、こちらの方はもう受けさせていただいてもよろしいでしょうか。
0:23:29	規制庁つかベースただその一方で困ると目のほうはコバルトで評価をして濃度を出されているので、
0:23:39	スポーツ課に目標値は、
0:23:42	ガスとヨウ素しか出てないので、
0:23:45	それ、そこにちゃんと多分比較して結論が書けないんじゃないかなと思います。
0:23:54	それでしたらですねもともと系統、
0:24:02	希ガス等を配る等々核種が違うわけなんです、放射線とその影響をとしましては、放出量とその各種のエネルギーの責任になりますので、
0:24:21	見ていただける見ていっていただけるようにおオーダーで大分何桁も違うわけですので、前です。
0:24:33	結構そのエネルギーは
0:24:37	県警そんなに今二倍とか、それしか違いませんで、価便益としては8歳ということは結論として、結局、
0:24:50	こっち
0:24:54	規制庁ツカベです。そういう意味でちょっと隔週の見たとしての性質が違うので、
0:25:01	単純にベクレルのオーダーだけ
0:25:04	で判断します。
0:25:07	どう判断したかったのは何も書かずに、
0:25:11	ベクレルのオーダーだけで比べることはできないと思ってます。
0:25:15	はい。ですので、エネルギーの差も合わせて経営を書いてそれで判断するということでは、
0:25:37	はい。それでかければそれでも聞いと思います。
0:25:42	はい、そちらのほう修正させていただきまして、細かく書きのほうは設けさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:56	はい、それで結構です。
0:26:00	あともう1点すごい細かいというか、単純な誤記だと思うんですけど、その前のページの表(2)－6ページ目。
0:26:09	両括弧4番で、
0:26:11	そのタイトルはフィルタ効率等ファン不良と書かれていて、
0:26:17	ファン不良の方に囲わかかっているのも、
0:26:22	外しておいていただければと思います。
0:26:25	はい、九州電力の一緒なんです。はい。
0:26:29	時でございますせえいたします。
0:26:33	はい。私から以上です。
0:26:37	はい。
0:26:42	はい。
0:27:31	表
0:27:34	もしも規制庁サクライですけれども、御説明いただいてに関して、規制庁側からの質問を以上となります。他に。
0:27:44	九州電力からこの点に関してなければ、一旦というかおヒアリング5終わりたいと思いますがいかがですか。
0:27:55	はい、九州電力榎並です。弊社のほうからお願いした事項ございません。ありがとうございます。以上です。はい。
0:28:03	じゃあ、
0:28:04	これでいったヒアリングが終わりますありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。